

第Ⅱ部 - 植物品種の保護の要件及び保護証書

章	条文
第4章 植物品種の保護の要件.....	41
第5章 出願：様式、出願者、返信、守秘義務.....	51
第6章 審査、対応時間、最初の上訴.....	61
第7章 裁判所への上訴及びその他の手続き.....	71
第8章 植物品種保護証書.....	81
第9章 発行後の再審査と係争手続.....	91

第4章 - 植物品種の保護の要件

第41条 用語の定義と規則

(a) この法律で使用される用語の定義：

(1) 基礎種子-「基礎種子」とは、証明種子又は商業種子を生産するために栽培される種子をいう。

(2) 育成者-「育成者」とは、最終的な品種を育成し又は品種を発見して改良する者をいう。出願が実施者の代理人によって行われた場合、代理人ではなく実施者が育成者とみなされる。この用語には、その存在が一般に知られている又は公知の品種の育成又は発見者を含まない。

(3) 従属品種

(A) 一般に、「従属品種」とは、

(i) 主に、他の品種（「原品種」という）又は原品種に本質的に由来する品種から誘導され、遺伝子型又はその組合せから生じる本質的な特性を維持しているもの。

(ii) 原品種と明確に区別できる。そして

(iii) 由来する品種を得る行為から生じる差異を除くほか、原品種の遺伝子型又はその組合せから生じる本質的な特性において原品種に合致していること。

(B) 本質的に由来する品種は、例えば、自然的若しくは人為的突然変異体若しくは体細胞変異体を選抜すること、原品種の植物体から変異個体を選抜すること、戻し交雑を行うこと又は遺伝子工学による形質転換によって形質転換を行うことによって得ることができる。

(4) 種類-「種類」とは、ダイズ、亜麻又はダイコンのように、1つの共通名で知られ

ている 1 又は 2 以上の関連する種又は亜種の集合体をいう。

(5) 種子-塊茎繁殖品種に関しては、種子とは、繁殖に供される塊茎又はその一部をさす。

(6) 有性繁殖-「有性繁殖」とは、種子による品種の繁殖をいうが、塊茎品種の繁殖は含まない

(7) 塊茎繁殖-「塊茎繁殖」とは、塊茎又は塊茎の一部によって繁殖されることをいう。

(8) アメリカ合衆国 - 「アメリカ合衆国」及び「この国」とは、アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土及び領有地並びにプエルトリコ連邦をいう。

(9) 品種 - 「品種」とは、既に知られている最下位の植物学上の一の分類群に属する植物の集合であって、遺伝子型又はその組み合わせによって生じる特性によって特定することができ、これらの特性のうち一以上の特性により他のすべての植物の集合と区別することができ、かつ、変化なく増殖させることが可能であるという点で一単位とみなすことができるもの（育成者権の付与のための条件をすべて満たしているかどうかを問わない。）をいう。品種は、種子、穂木、植物体、塊茎、組織培養片及びその他の形に代表される。

(b) この法律における用語の規則（使い方）

(1) 非増殖目的での販売又は処分

増殖目的以外の目的で、品種の特性を確認するための実験又は試験の結果、生産された収穫物又は品種の増殖を行う際の副産物としての収穫物の売却は、品種の利用を目的とした販売又は処分とはみなされない。

(2) 増殖目的での販売又は処分

品種の利用を目的とした販売又は処分は、品種の特性を確認するための実験又は試験と一体的な業務の一部として行われた場合、若しくは育成者又はその承継者に代わって品種の増殖を行う場合には、品種の利用目的での売却又は処分とはみなされない。

(3) 交雑種子の販売又は処分

交雑種子の販売又は処分は、その種子が生産された品種の収穫物の販売又は処分とみなされる。

(4) 保護の出願又は品種リストへの登録の出願

いずれかの国において、品種保護の出願又は公的品种リストへの登録のための出願が行われ、かつ、その品種が保護され又はリストに登録された場合には、当該品種は、出願の日から一般に知られているものとする。

(5) 区別性

品種は、その存在が一般に知られているすべての他の品種と、形態学的、生理学的又はその他の特性（例えば小麦の場合、製粉及び焼成特性といった、加工又は製品特性を含む）に関して、1以上の形質で明確に区別される場合には、区別性があるものとする。

(6) 一般に知られた品種

(A) 一般に、品種は、合衆国の公的技術知識の一部であると合理的に考えられる出版物に適切に記述された場合、一般に知られているものとみなされ、公知とみなされる。

(B) 記述

上記 (A) の要件を満たす記述には、品種を区別する主要な特性の開示が含まれていなければならない。

(C) その他の方法

品種は、その他の方法によっても、一般に知られている又は公知となる。

(7 U. S. C. 2401.)

第 42 条 植物品種保護の権利;保護可能な植物品種

(a) 原則として、有性繁殖又は塊茎繁殖品種（菌類及び細菌類を除く）を育成した者又はその承継者は、以下の条件を満たす場合、この法律の条件及び要件に従うことを条件として、当該品種について植物品種保護の権利が認められる。

(1) 新規性

品種は、植物品種保護の出願日に、その種苗又は収穫物が、次に掲げる日前に育成者又はその承継者により、又はその同意を得て、当該品種の利用のために、他の者に販売又は処分されていない場合には、新規性があるとみなされる。

(A) 米国において、出願から 1 年さかのぼった日；又は

(B) 米国外のいずれかの地域で、

(i) 出願から 4 年さかのぼった日、ただし、塊茎繁殖植物の場合、長官は、1996 年の連邦農業改良・改革法の制定日から 1 年間に限って、この 4 年間の期限を延長することができる、又は

(ii) 林木及びブドウの場合出願日から 6 年さかのぼった日

(2) 区別性

品種は、出願時にその存在が一般に知られている又は公知のすべての他の品種と明確に区別される場合には、区別性があるものとする。

(3) 均一性

品種は記述可能であり、十分に類似しており、商業的に許容可能である場合には、均一性があるものとする。

(4) 安定性

品種は、増殖させた場合、当該品種の主要で区別性のある特性について、同一の分類に属し、同一の方法で育成された他の品種と同等の信頼性で合理的な程度に変わらない場合、安定性があるものとする。

(b) 複数の出願者

(1) 原則として、2人以上の出願者が、相互に明確に区別することができないが、上記(a)項の他の要件をすべて満たしている品種について、同じ有効出願日に出願を提出した場合、最初にこの法律のすべての要件を満たした者が、他の申請者を排除して植物品種保護証書を入手することができる。

(2) 同じ日に要件を満たした場合

(A) 原則として、以下の(B)に規定する場合を除き、2人以上の出願者が同じ日に保護のためのすべての要件を満たした場合は、すべての品種に保護証書を発行するものとする。

(B) 識別できない品種

申請の対象となる品種が、いずれの方法でも区別できない場合は、一つの保護証書を連名の出願者に発行するものとする。(7 U.S.C. 2402.)

第43条 相互主義の制限

この法律に基づく保護は、同一の種類についてアメリカ合衆国の国民にその国の国民と同一の保護が与えられる国の国民を除き、また、その制限が国際協定に抵触する場合を除いて、本法の規則に基づき、アメリカ合衆国の国民に与えられる。(7 U.S.C. 2403.)

第44条 公共の利益のための裁定

長官は、合衆国における繊維、食品、又は飼料の適切な供給を確保するために必要であると判断した場合で、所有者が、公平とみなされる価格で公共のために提供したくない又は提供できない場合は、適正な許諾料を下回らない報酬を所有者に支払って保護された品種を公

共の利益のために使用することができる。そのような決定は、期限や報酬の額を指定してもしなくてもよい；第 71 条又は第 72 条（価格が合理的でないことが判明した場合には、審査可能とみなされる）に基づいて 2 年以内に審査を受けるものとする。報酬を徴収するために訴訟が行われる場合、裁判所はより高い金額を認めることができる。（7 U.S.C. 2404.）

第 5 章 - 出願;様式、出願者、返信、守秘義務

第 51 条 植物品種権の出願

(a) 植物品種保護証書の申請は、保護を求める品種の所有者が行うことができる。申請書は長官に書面で提出し、申請者又は申請者の代理人によって署名され、所定の手数料を支払わなければならない。

(b) 虚偽の意図のない育成者の氏名の誤りは、長官が定める規則に従って随時訂正することができる。（7 U.S.C. 2421.）

第 52 条 出願

植物品種権の認定証書の申請は以下を含む；

(1) 証書が発行されるまで、一時的な名称を使用する場合を除いて、品種の名称。品種は、長官が定めた規則に従って命名されるものとする。

(2) 区別性、均一性及び安定性を記載した品種の記述書、分かる場合は系統図及び育成方法の記述書。長官は、記述が適切でない又は合理的に可能な程度に完成されていない場合は、適切な写真、図や植物体の提出、記録の提出、所有権の証明、出願書の記載内容の証明などの追加資料を要求することができる。出願者は、保護証書が発行されるまでは、訂正された記述書が正確であることを長官が受け入れる場合は、いつでも、記述を追加又は訂正することができる。裁判所は、この結果生じるいかなる不公正からも、他の者を保護するものとする。長官は、必要な場合、育成者及び合衆国の公的種子認証機関の記録を、安定性の証拠として受け入れる。

(3) 新規性があるという出願者の主張の根拠。

(4) 品種の繁殖に必要な基本的な種子（増殖材料（種苗）を含む）の生存可能なサンプルが、本法に基づいて作成される規則に従って公的寄託機関に定期的に預けられ補充されるという宣言。

(5) 出願人の所有権の根拠に関する声明。（7 U.S.C. 2422.）